

## EUが包装材リユース／リサイクル義務化法案発表

### ◆EU市場の包装材の許可基準はEU統一基準へ

2022年11月30日に欧州委員会は「[包装材と包装廃棄物に関する規則案](#)」（以下、規則案）を発表した。20年に欧州委員会が発表した「新循環行動計画」において、30年までにEU市場のすべての包装材をリユース／リサイクル可能にする目標が掲げられており、規則案はこの達成に向けて、包装廃棄物の発生を抑制し、包装資材のリユース／リサイクル率向上のための具体的基準や、製造業者やEU加盟国の義務を定めている。

EUのプラスチック包装廃棄物関連のEPR（拡大生産者責任：廃棄物処理の環境負荷低減のために、生産者に製品の使用後の廃棄・リサイクルの段階にまで責任を拡大して負わせる政策手法）に関わる主要な法制度は、包装廃棄物発生の抑制と包装材の資源循環向上を求める「[①包装材および包装廃棄物に関する指令](#)」、レジ袋の有料化などにより消費削減を求める「[②プラスチック袋削減指令](#)」、特定の使い捨てプラスチック製品の流通、消費禁止を求める「[③特定プラスチック製品環境負荷削減指令](#)」の3つがある。今回の規則案は、①の改正法に当たるが、EU加盟国の国内法制定を促す「指令」でなく、EU域内に直接的に適用させる「規則」とすることによって、EU内における包装材の許可基準を共通化し、実効性の強化を図る狙いである。

### ◆EU市場の包装材は、30年以降はリユース／リサイクルを義務付け

製造業者の主要な義務は、規則案の第5～11条に記載されている。第6条では、30年までに包装材はリユース／リサイクル可能な設計とすることを義務付けている。設計上のリサイクル再生材含有可能率で、A～Eグレードの5段階に等級分けし、30年以降は含有可能率70%以上のグレードD以上を適格とする。また等級によって、EPRに基づく生産者のリサイクル費用支払い負担を変える仕組みを検討している。ただし、プラスチック包装材についてはリサイクル再生材の実際の含有率に応じて支払い負担を変えるとし、第7条ではリサイクル再生材の最低含有率を定めている。例えば、飲料ボトルの場合は、30年以降30%、40年以降65%の

## ハイライト

リサイクル再生材を含有していなくてはならない。

包装廃棄物がリユース／リサイクルされるためには、回収、分別収集されることが必須であり、第11条ではリユースされる包装材か、リサイクルされる包装材かを消費者が区別できるように、EU共通のラベルの表示を義務付けるとしている。さらにリユース包装材の場合には、リユースさせるための回収に関する詳細情報をQRコードなどによって包装材に表示することを義務付ける。

義務対象者は欧州の製造業者のみならず、包装材をEU市場に投入する輸入業者も該当するので注意が必要である。また包装材の資材供給業者も、製造業者に必要な情報提供を行うことを義務付けられている（第14条）。

### 製造業者の主要な義務（概要）

条項	概要																	
(第5条) 包装材に含まれる物質の要件	安全性が懸念される鉛、カドミウム、水銀、六価クロムなどの物質の含有量または濃度が最小限になるように製造する。 (リユース／リサイクル可能性要件に優先。)																	
(第6条) リサイクル可能な包装設計	<p>・リサイクル可能な包装材とは、30年までに「リサイクルできるように設計されていること」、「包装廃棄物を効率的に収集し、分別するシステムが整備されていること」、「リサイクルにより得られた原料（二次原料）は、バージン原料（一次原料）を代替できる品質であること」という3つの条件を満たす。さらに35年までに「大規模リサイクルを行うこと」を求めている。</p> <p>・リサイクル可能な設計とは、リサイクルされた原料（二次原料）を包装単位の重量比で70%以上含有可能である設計と定義している。さらに、リサイクル原料の含有可能率によってリサイクル性能をAからDの等級に分け、等級に応じてEPR（拡大生産者責任）の支払い負担を変える。プラスチック包装材については、リサイクル原料含有率に応じることとする。</p> <p style="text-align: center;">リサイクル性能による等級</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>リサイクル原料含有率</th> <th>グレード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95%以上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>90%以上95%未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(規則案の付属書 表2よりARC作成)</p>	リサイクル原料含有率	グレード	95%以上	A	90%以上95%未満	B	80%以上90%未満	C	70%以上80%未満	D							
リサイクル原料含有率	グレード																	
95%以上	A																	
90%以上95%未満	B																	
80%以上90%未満	C																	
70%以上80%未満	D																	
(第7条) プラスチック包装材の リサイクル原料の最低含有率	<p>包装材の用途・種類別にリサイクル素材の最低含有率を義務付ける。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途・種類</th> <th colspan="2">リサイクル原料含有率</th> </tr> <tr> <th>30年以降</th> <th>40年以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 缶としてPETを材料とした食品用・医療用包装材</td> <td>30%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>b) PET製以外で、使い捨て飲料ボトル以外食品用・医療用包装材</td> <td>10%</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>c) 使い捨て飲料ボトル</td> <td>30%</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>d) 缶の他の包装材</td> <td>35%</td> <td>65%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、一部医療用途、堆肥化可能包装材を除く (規則案第7条よりARC作成)</p>	用途・種類	リサイクル原料含有率		30年以降	40年以降	a) 缶としてPETを材料とした食品用・医療用包装材	30%	50%	b) PET製以外で、使い捨て飲料ボトル以外食品用・医療用包装材	10%	65%	c) 使い捨て飲料ボトル	30%	65%	d) 缶の他の包装材	35%	65%
用途・種類	リサイクル原料含有率																	
	30年以降	40年以降																
a) 缶としてPETを材料とした食品用・医療用包装材	30%	50%																
b) PET製以外で、使い捨て飲料ボトル以外食品用・医療用包装材	10%	65%																
c) 使い捨て飲料ボトル	30%	65%																
d) 缶の他の包装材	35%	65%																
(第8条) 堆肥化可能な包装材の使用	生ごみと一緒に廃棄されるコーヒーや紅茶などの1人前ポーションの素材や、果物や野菜に貼付されるシール、15ミクロン未満のプラスチック袋は、バイオ廃棄物処理場の工程で堆肥化可能な材料であることを義務付ける。																	
(第9条) 包装の最小化	包装材は、その材質を考慮し、その機能を確保するために必要な最小限の重量と体積になるように設計する。(知覚的な目的のための二重壁、上げ底などは禁止。)																	
(第10条) 再利用可能な包装	再利用可能な包装は「再利用または補充されるための設計」「通常予測可能な使用条件で、可能な限り多く循環利用されるような設計」であることとする。																	
(第11条) 包装材への表示義務	包装資材の材料組成と、リユース可能か、リサイクル向けかを明確に示すラベルを付ける。リユース可能な包装の場合には、リユースのためのシステムや収集に関する詳細情報をQRコードなどによって表示する。またeコマース製品の場合は、購入前に消費者が確認できるようにするという観点から、輸送用の外箱も表示義務が生じる。																	

欧州委員会「包装材と包装廃棄物に関する規則案(COM2022/607)」よりARCまとめ

◆EU加盟国は包装廃棄物の削減とリサイクル率向上の義務を負う

EU加盟国に対しては、包装廃棄物の削減のために、レジ袋（フィルムの厚み：15～50ミクロン）について、25年以降継続的に、国民1人当たりのレジ袋年間使用量が40枚以下となるような措置を取ること（第29条）、国民1人当たりの包装廃棄物を、18年比で、30年までに5%、35年までに10%、40年までに15%削減すること（第38条）を求めている。

リサイクルについては、エンドユーザーからの包装廃棄物を回収、分別収集するシステムの構築を保証すること（第43条）、特にプラスチック製や金属製の飲料ボトルについては、29年までに90%以上分別収集できるようにすること（第44条）、また、25年末までに国の包装廃棄物総量の65%以上（重量比）、30年までに70%以上をリサイクルすること、さらに主要な包装資材については、各々設定された最低リサイクル率を達成することを義務付けられている（第46条）。

EU加盟国の主要な義務（概要）

条項	概要																								
(第29条) レジ袋（厚み15～50ミクロン）の削減	25年以降継続的に、1人当たりのレジ袋の年間使用量が40枚以下となるような措置を取る。ただし厚み15ミクロン未満の食品販売など衛生上の理由やロス削減のために使われる袋は除外できる。																								
(第38条) 包装廃棄物削減	加盟国は国内で発生する1人当たりの包装廃棄物を、18年比で、30年までに5%、35年までに10%、40年までに15%削減する。																								
(第43条) 包装材の回収システム	加盟国はエンドユーザーから包装廃棄物を回収・分別収集するシステムが構築されていることを保証する。																								
(第44条) 飲料容器のデポジット・回収システム	容量3リットル以下の使い捨てプラスチック製飲料ボトルと使い捨て金属製飲料ボトルについて、29年までに90%以上分別収集できるようにする。																								
(第46条) 包装廃棄物のリサイクル目標と達成に向けた推進の義務	加盟国は25年末までに全廃棄物量の65%以上（重量比）、30年までに70%以上、また特定材料については、各々定められた最低リサイクル率（重量比）の達成に努める。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">包装廃棄物材料別 最低リサイクル率</th> </tr> <tr> <th>特定包装材</th> <th>25年末</th> <th>30年末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラスチック</td> <td>50%</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>25%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>鉄</td> <td>70%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム</td> <td>50%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td>70%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>紙・段ボール</td> <td>75%</td> <td>85%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（規則案第46条よりARC作成）</p>	包装廃棄物材料別 最低リサイクル率			特定包装材	25年末	30年末	プラスチック	50%	55%	木材	25%	30%	鉄	70%	80%	アルミニウム	50%	60%	ガラス	70%	75%	紙・段ボール	75%	85%
包装廃棄物材料別 最低リサイクル率																									
特定包装材	25年末	30年末																							
プラスチック	50%	55%																							
木材	25%	30%																							
鉄	70%	80%																							
アルミニウム	50%	60%																							
ガラス	70%	75%																							
紙・段ボール	75%	85%																							

欧州委員会「包装材と包装廃棄物に関する規則案(COM2022/607)」よりARCまとめ

規則案は今後、欧州議会と欧州理事会で審議される。JETROによると、欧州の包装材に関わる産業界は、EU共通の規則を設けることには概ね賛成している。その一方で、今回の案はリユース／リサイクル率の目標値を設定しているが、リユース／リサイクルへの企業の投資をどう増大させるのか、水平リサイクル可能な品質のリサイクル再生材をどう確保するのかなど、実行する上での課題の検討が不十分という批判も多い。

【石井由紀】